

福岡県公報

平成二十年六月十三日
第二千八百三十五号
増刊 ①

目次

規 則 (第四十六号・第四十七号) …………… 一

福岡県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則 (都市計画課) …………… 一
福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則 (都市計画課) …………… 二

規 則

福岡県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十年六月十三日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第四十六号

福岡県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

福岡県宅地造成等規制法施行細則 (昭和四十二年福岡県規則第四十九号) の一部を次のように改正する。

第二条中「各号の「」を「各号のいずれか」に改め、「名義変更等届出書」の下に「(様式第一号)」「を」、「変更届出書」の下に「(様式第二号)」「を加え、「宅地造成に関する工事の廃止、一時中止届出書」を「又は宅地造成に関する工事の廃止、一時中止届出書(様式第三号)」「に改め、同条第一号中「あつた」を「あつた」に改める。

第二条を削る。

第四条中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に、「第五条」を「第六条」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第三条とする。

一 間知石空積工その他の空積工

二 編みしがら工

三 筋工
四 積苗工

第五条を削る。

第六条中「標識」の下に「(様式第四号)」「を加え、同条を第四条とする。

第七条第一項中「中段」欄を「中段」欄に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、第二項中「工程届出書」の下に「(様式第五号)」「を加え、同項の表一の項中「除く」を「除く。」に、「配筋」を「配筋」に改め、同表二の項中「措置」を「措置」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(その他の書類の様式)

第六条 法第六条第一項に規定する証明書は、宅地造成等規制法立入検査証(様式第六号)とし、施行規則別記様式第二に規定する資格を有することを証明するに足る資料は、設計者の資格に関する申告書(様式第七号)とする。

第八条、第九条及び別表第一を削る。

様式第一号中「~~様式~~1号」を「~~様式~~1号(第2条)

様式第二号中「~~様式~~2号」を「~~様式~~2号(第2条)

様式第三号中「~~様式~~3号」を「~~様式~~3号(第2条)

様式第四号から様式第七号までを削る。

様式第八号中「~~様式~~8号」を「~~様式~~4号(第4条)

様式第九号中「~~様式~~9号」を「~~様式~~5号(第5条)

様式第十号中「~~様式~~10号」を「~~様式~~6号(第6条)

中「~~様式~~」を削り、同様式を様式第六号とする。

様式第十一号中「~~様式~~11号」を「~~様式~~7号(第6条)

様式第十二号から様式第十六号までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年六月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十七号

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則（昭和四十九年福岡県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第二十一条」を削る。

第一条中「昭和三十三年法律第二十六号」の下に、「以下「法」という。」を加え、「第三十一条の二第二項第十号八及び第十一号二、第六十二条の三第四項第十号八及び第十一号二並びに」を「第三十一条の二第二項第十五号八及び第十六号二、第六十二条の三第四項第十五号八及び第十六号二、」に改め、「第六十三条第三項第五号イ及び第六号」の下に「並びに第六十八条の六十九第三項第五号イ及び第六号」を加える。

第二条中「租税特別措置法」を「法」に、「第三十一条の二第二項第十号八、第六十二条の三第四項第十号八又は」を「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八、」に改め、「第六十三条第三項第五号イ」の下に「又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」を加える。

第三条第二項第八号中「第十三条の三第七項第一号イ(3)及び同項第二号ロ並びに第二十一条の十九第八項第一号イ(3)及び同項第二号ロ」を「第十三条の三第八項第二号及び第二十一条の十九第九項第二号」に改める。

第十二条中「及び同法附則第四項」及び「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十三条第一項中「（住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十七条第一項の規定により適用される場合を含む。）」を削る。

第十六条第一項中「租税特別措置法」を「法」に、「第三十一条の二第二項第十一号

二、第六十二条の三第四項第十一号二又は」を「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二、」に改め、「第六十三条第三項第六号」の下に「又は第六十八条の六十九第三項第六号」を加え、同条第二項第五号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に、「確認通知書又はその写し」を「確認済証（以下「確認済証」という。）の写し」に、「第七条第三項」を「第七条第五項」に、「検査済証又はその写し（同法第六条第一項の規定による確認が不要の場合は、同法第十五条第一項の規定による建築工事届の写し）」を「検査済証の写し（同法第六条第一項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。）」に改め、同条第八号中「昭和五十四年建設省告示第七百六十八号」の下に「に規定する基準（以下「優良住宅認定基準」という。）」を加え、同項第九号中「別記第一号様式」を「別記第二号様式」に、「建築確認通知書」を「確認済証」に改める。

第十七条中「昭和五十四年建設省告示第七百六十八号に規定する基準（以下「優良住宅認定基準」という。）」を「優良住宅認定基準」に改める。

第二十を削り、第二十一条を第二十条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月、三五〇円（税込・郵便料別）

